

地域の活動でこどもたちや保護者に関わる
みなさまへ

児童虐待への対応のポイント

～見守り・気づき・つなぐために～

やめよう！
たたく



やめよう！
どなる

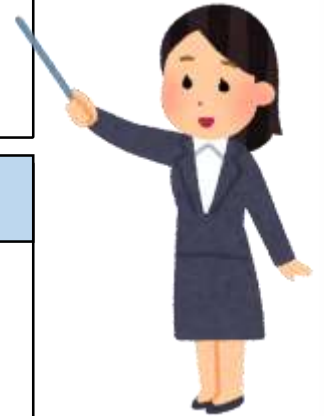


児童虐待とは？

児童虐待とは？

児童虐待は、しつけ※とは異なり、こどもの成長と人格形成に深刻な影響を与えるものです。次の4つに分類されます。

身体的虐待	性的虐待
<ul style="list-style-type: none">● 殴る、蹴る、叩く、激しくゆさぶる、おぼれさせる● 家の外にしめだす● 意図的に病気にさせる など	<ul style="list-style-type: none">● こどもへの性的行為● 性器を触らせる● 性的行為を見せる など
ネグレクト	心理的虐待
<ul style="list-style-type: none">● 重大な病気になっても病院に連れて行かない● 乳幼児を家に残したまま外出する● 適切な食事を与えない など	<ul style="list-style-type: none">● 言葉によっておどかさず、無視する● 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする● 面前での家庭内暴力 など



※ しつけに際して、体罰を加えることは法律で禁止されています。

(体罰等によらない子育てに向けては、厚生労働省のホームページを参照ください。)

- 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～
→ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>



こどもにどんな影響を及ぼすの？

身体的影響

- 外傷、栄養障害、体重増加不良、低身長 など

知的発達面への影響

- 安心できない環境での生活などにより、知的発達が十分得られない可能性 など

心理的影響

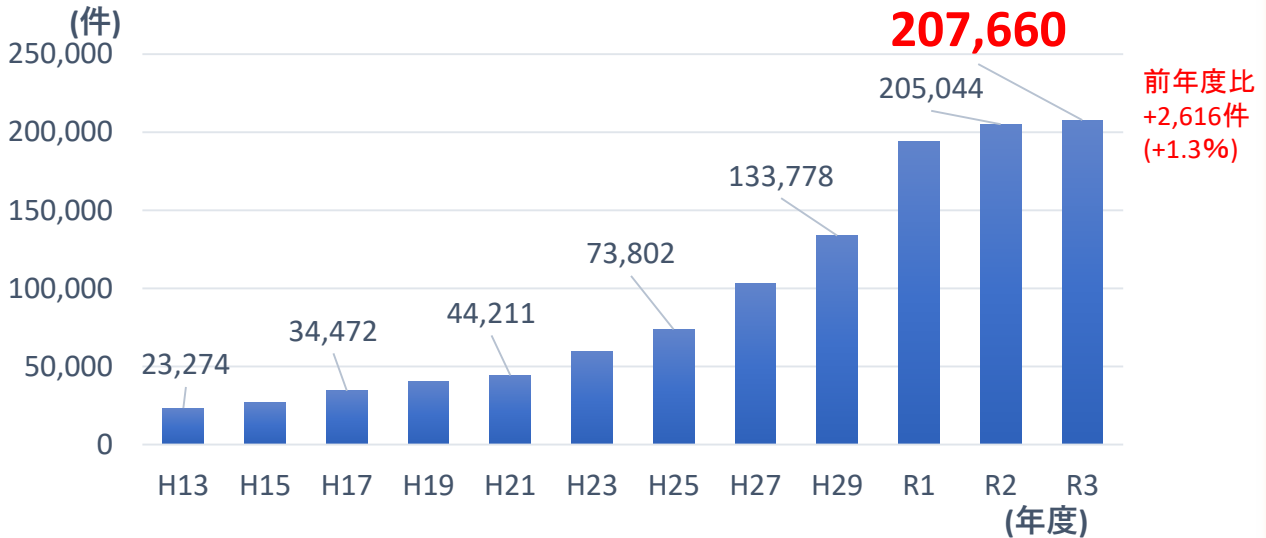
- 他人を信頼して愛着関係を形成することが困難
- 自己肯定感が持てない状態
- 受けた心の傷が適切な治療を受けないまま放置されると、思春期等になって問題行動が出る など



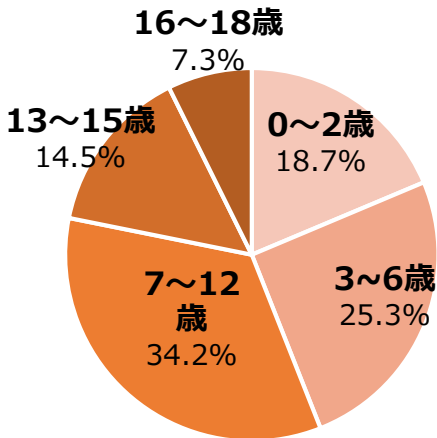
児童虐待の現状

全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数

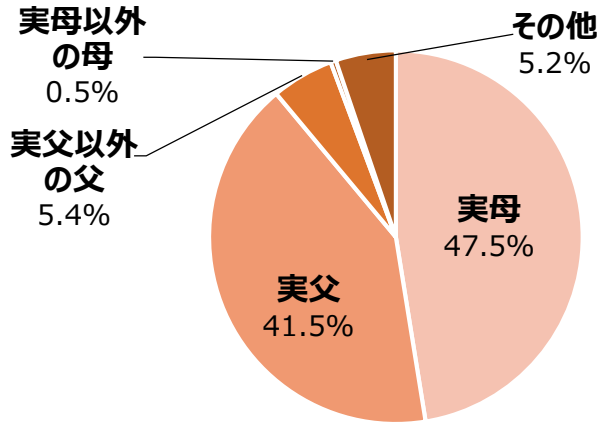
相談対応件数は年々増加しており、令和3年度は前年度に比べ、**2,616件 (1.3%) 増加**しています。



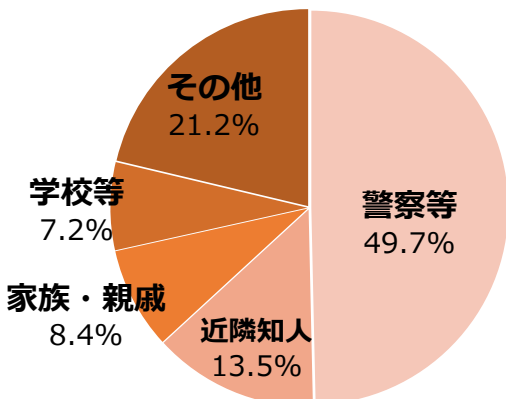
虐待を受けた子供の年齢(令和3年度)



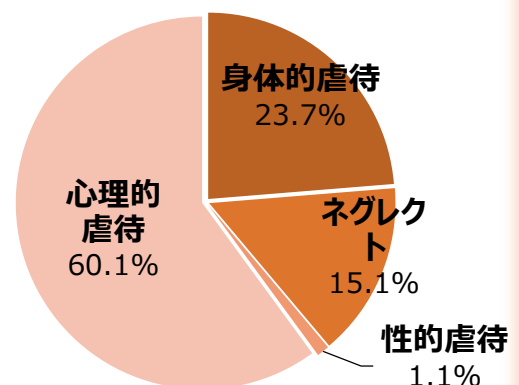
虐待をした主な者(令和3年度)



相談の主な経路(令和3年度)



虐待相談の内容(令和3年度)

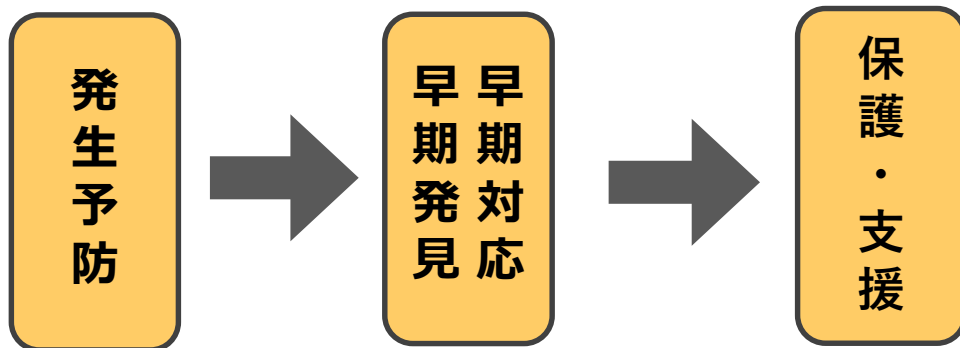


出典：令和3年度福祉行政報告例(厚生労働省)より作成

こどもたちを守るために

児童虐待防止の流れ

児童虐待を防止するためには、以下のフローの中で、様々な関係者が適切に対応することが必要になります。



地域社会全体でこどもたちを育む体制づくり

虐待をしてしまう保護者は、子育てなどに困りごとや悩みごとを抱えている保護者でもあります。みなさまの活動を通じて、保護者が安心して子育てできる環境づくり、すべてのこどもたちの成長を地域全体で支えていける体制づくりを進めていくことが必要です。



気づきや声かけが重要です

日々の活動での気づきが早期発見に

地域における活動は、日常的に多くの保護者や子どもたちと触れ合います。**いつもと違う様子や言動**など、みなさまの気づきが早期発見につながります。



活動を通じたつながりや声かけが未然防止に

児童虐待は、**地域からの孤立**や**サポートの薄さ**、**育児ストレス**などの様々な要因が複雑に絡み合っ起こると考えられています。

みなさまの声かけや日頃からのつながりが、保護者の不安を軽減することにもつながります。



児童虐待のサイン

衣服やからだ
がいつも汚れている

いつも泣き叫ぶ声
がする

子育てに拒否的・
無関心

不自然な傷や打撲
のあと

こどものけがの
説明が不自然

夜遅くまで一人で
家の外にいる

いつも怒鳴り声
がする



いつもの様子と違うかも？と思ったら

ためらわずに連絡を！

- ✓ 虐待かもと思ったらすみやかに連絡できるよう、関係機関の連絡先を事前に確認しておきましょう。

【市区町村（児童虐待対応担当部署）】



- ・いつもの様子と違うかもと思ったら、こどもの利益を一番に考え、ためらわずに連絡（通告）しましょう。連絡した方に関する秘密も守られます。
- ・市区町村によって、担当部署や相談窓口の名称は異なりますので、事前に確認しておきましょう。

【児童相談所】

以下のような場合は、児童相談所に連絡しましょう。

- ① こどもが家に帰りたくないと言っている場合
- ② こどもだけで生活しているなど保護者の存在が不明な場合



児童相談所



【警察】



こどもの身体・生命に対する危険性や緊急性が高いと思われる場合には、警察に連絡してください。

連絡するときは何を伝えればいいのか？

- ✓ 対応する職員等から質問もありますが。以下のような内容について、分かる範囲で答えれば問題ありません。

- ◆ こども・保護者の氏名、年齢
- ◆ 気になったきっかけやその具体的な内容 など

